

2022年3月18日

各位

医療法人社団博洋会
申立代理人弁護士 鈴木 学

破産手続開始申立てのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法人社団博洋会（以下「博洋会」といいます。）は、2022年3月16日、東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行いました。これに伴い、東京地方裁判所より、同月18日、保全管理命令及び包括的禁止命令が発令されましたので、ご報告申し上げます。

博洋会は、石川県金沢市において藤井病院を運営し、地域に根ざした医療サービスを提供して参りました。しかしながら、2020年9月に東海北陸厚生局から入院基本料等の不正請求及び不当請求に関する問題を指摘され、その後、2022年1月1日をもって保険医療機関の指定を取り消す旨の通知を2021年2月に受けるに至りました。また、当該通知を経て事態が公表されたことから、経営状態が急速に悪化し、保健医療機関の指定取消しを待たずして資金繰りが破綻するおそれが高まり、破産が避けられない状況に陥りました。そこで、博洋会としては、破産が避けられない状況であるとしても、外来患者・入院患者の診療の継続、地域医療の維持及び従業員の雇用を確保するとともに、債権者の皆様への弁済を最大化するべく、2021年4月から正式にスポンサー選定手続を実施し、同年8月1日、藤井病院にかかる事業を医療法人社団竜山会に譲渡いたしました。

そして、今般、博洋会は、事業譲渡対価を主な原資として、適正かつ公正な債務整理を行った上で法人を清算すべく、破産手続開始の申立てに至った次第です。また、想定破産債権者数は、不正請求又は不当請求に関する返還請求権を保有する保険者や被保険者（患者様）を含めて1,000名を超えるため、大規模事件の特例に従い東京地方裁判所に申立てを行っております。行政当局や債権者を始めとする関係者の皆様におかれましては、本日まで格別のご理解とご支援・ご協力を賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。

今後、博洋会は、保全管理命令に基づき選任された保全管理人のもとで破産手続開始決定に向けた準備（特に債権を有している患者様や当該債権の内容の特定等）を進め、準備が整い次第、東京地方裁判所から破産手続開始決定を受ける予定です。関係者の皆様におかれましては、現在に至るまで多大なるご迷惑をおかけいたしました。破産管財人のもとで適正かつ公正な債務整理を行う所存ですので、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具